

参考資料 目次

参考資料 1	ワーキンググループ開催要綱、構成員名簿	1
参考資料 2	ワーキンググループ開催実績	3
参考資料 3	地方自治体における AI・RPA の実証実験・導入状況等調査	4
参考資料 4	AI に関係する条約、法律	7
参考資料 5	AI 事業者ガイドライン	8
参考資料 6	行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン	9
参考資料 7	生成 AI の導入状況についての自治体ヒアリング結果	11
参考資料 8	RAG を利用した事例や仕様書作成に特化した AI の事例	14
参考資料 9	地方公共団体の各事務における主なデジタル技術の活用状況など	17
参考資料 10	CIO 及び CIO 補佐官等の任命状況など	19
参考資料 11	自治体における機密性分類と生成 AI の業務利用に関する留意点など	20
参考資料 12	人材育成・確保基本方針策定指針の概要（デジタル人材関係部分）	22
参考資料 13	自治体における AI 活用・導入ガイドブック改定のイメージなど	23
参考資料 14	自治体と地元の高等専門学校の協力事例	24

「自治体における A I の利用に関するワーキンググループ」 開催要綱

1. 開催趣旨

人口減少下において、自治体における人手不足等の資源制約が深刻化する中で、持続可能な形で行政サービスを提供する観点から、自治体の業務効率化や行政の質の向上のための自治体における A I の利用に関し、具体的な利用の方策や留意事項等について幅広く議論を行うことを目的として、「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」の下に自治体における A I の利用に関するワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催する。

2. 構成員

WGは、別紙のメンバーをもって構成する。

3. 座長

- （１）WGに、座長を置く。
- （２）座長は、会務を総理する。
- （３）座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

4. 議事

- （１）座長は、WGを招集し、主宰する。
- （２）座長は、必要に応じ、必要な者に出席を求め、その意見を聴取することができる。
- （３）WGは、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益を害するおそれや構成員間の率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため原則として非公開とし、WG終了後に配布資料を公表する。ただし、座長が必要と認めるときは、配布資料を非公表とすることができる。
- （４）WG終了後、議事概要を作成し、公開する。

5. その他

- （１）WGの庶務は、総務省自治行政局市町村課行政経営支援室において処理する。
- （２）本要綱に定めるもののほか、WGに関し必要な事項は、座長が定める。

自治体におけるＡＩの利用に関するワーキンググループ

構成員名簿

(座長)

須 藤 修 中央大学国際情報学部 教授、中央大学ＥＬＳＩセンター 所長

(構成員)

板 倉 陽一郎 ひかり総合法律事務所 弁護士

大 竹 清 敬 国立研究開発法人 情報通信研究機構 ユニバーサルコミュニケーション研究所 データ駆動知能システム研究センター 研究センター長

尾 田 広 樹 神戸市企画調整局デジタル戦略部課長（情報政策担当）

（令和７年３月３１日まで）

箱 丸 智 史 神戸市企画調整局デジタル戦略部課長（ＩＣＴ業務改革担当）

（令和７年４月１日から）

北 村 卓 司 香川県政策部デジタル戦略総室情報システム課長

喜連川 優 大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 機構長、
東京大学 特別教授

成 原 慧 九州大学法学研究院・法学部 准教授

堀之内 悦 子 別府市情報政策課デジタルファースト推進室長

藪 内 伸 彦 田原本町総務部総務課ＩＣＴ推進室主幹（令和７年３月３１日まで）

越 智 祥 浩 田原本町総務部参事ＩＣＴ推進室長事務取扱（令和７年４月１日から）

横 田 明 美 明治大学法学部 専任教授

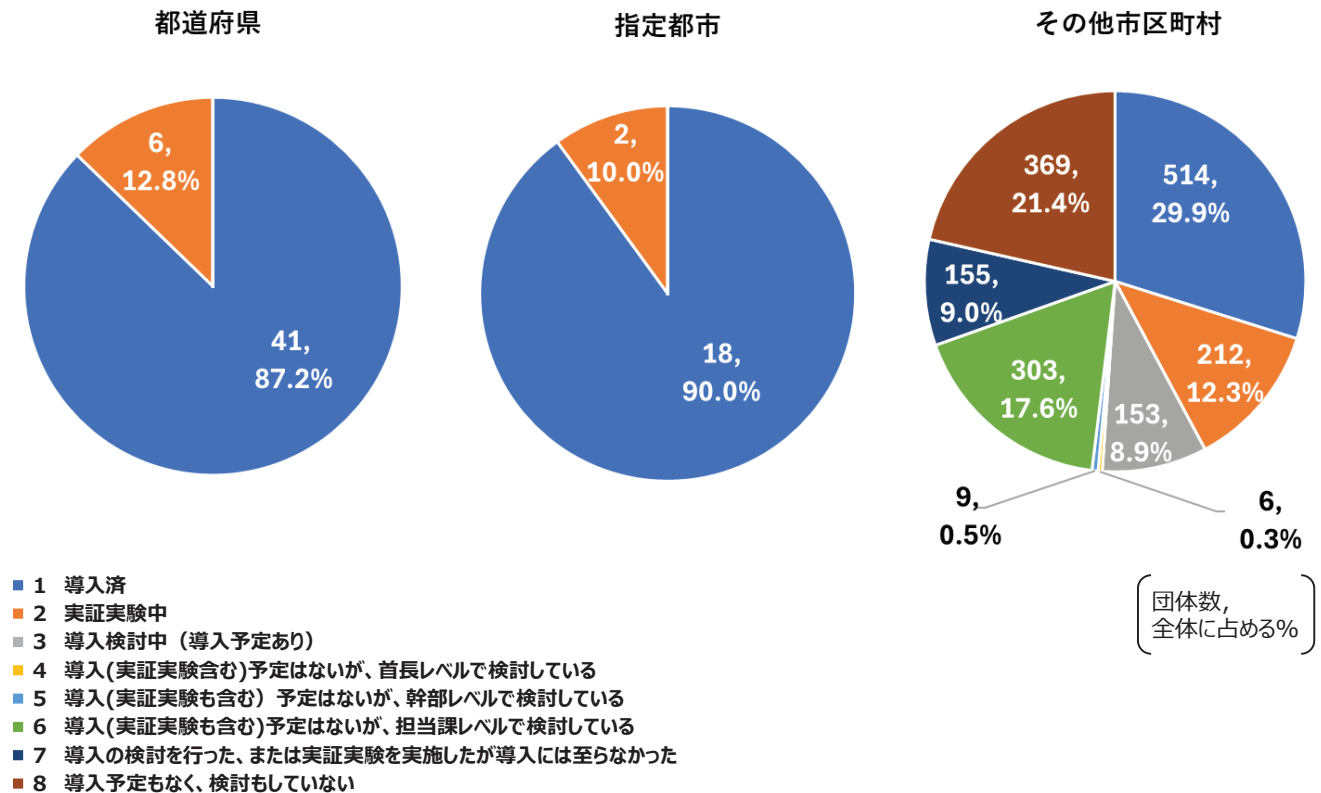
(オブザーバー)

全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、デジタル庁

自治体における AI の利用に関するワーキンググループ 開催実績

- 令和 7 年 1 月 23 日 第 1 回ワーキンググループ
 - ・意見交換
- 令和 7 年 3 月 5 日 第 2 回ワーキンググループ
 - ・自治体における利用の状況について
- 令和 7 年 4 月 18 日 第 3 回ワーキンググループ
 - ・政府の動向を踏まえた、自治体における対応に関する論点について
- 令和 7 年 5 月 16 日 第 4 回ワーキンググループ
 - ・要機密情報・個人情報の取扱いに係る議論から考えられる論点
- 令和 7 年 6 月 20 日 第 5 回ワーキンググループ
 - ・報告書骨子案について
- 令和 7 年 7 月 23 日 第 6 回ワーキンググループ
 - ・自治体における AI の利用に関するワーキンググループ報告書(案)について

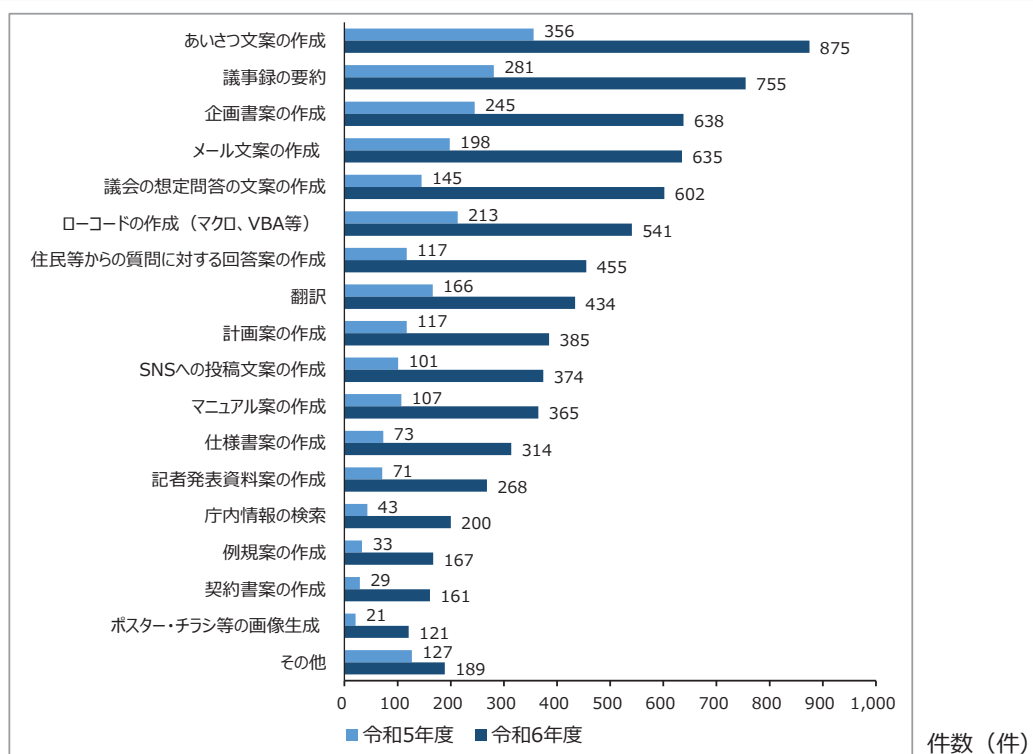
- 生成AIを導入済みの団体は、都道府県で87.2%、指定都市で90.0%、その他の市区町村で29.9%となった。



総務省情報流通行政局地域通信振興課「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」（令和6年度12月31日現在）

自治体において導入している（実証実験も含む）生成AIの具体的な活用事例

- 生成AIの活用事例は、回答の多い順に「あいさつ文案の作成」、「議事録の要約」、「企画書案の作成」、「メール文案の作成」となった。



※ 回答があった各自治体からの複数回答をとりまとめたもの。

総務省情報流通行政局地域通信振興課「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」（令和5年度12月31日現在）
総務省情報流通行政局地域通信振興課「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」（令和6年度12月31日現在）

自治体における生成AIの導入効果

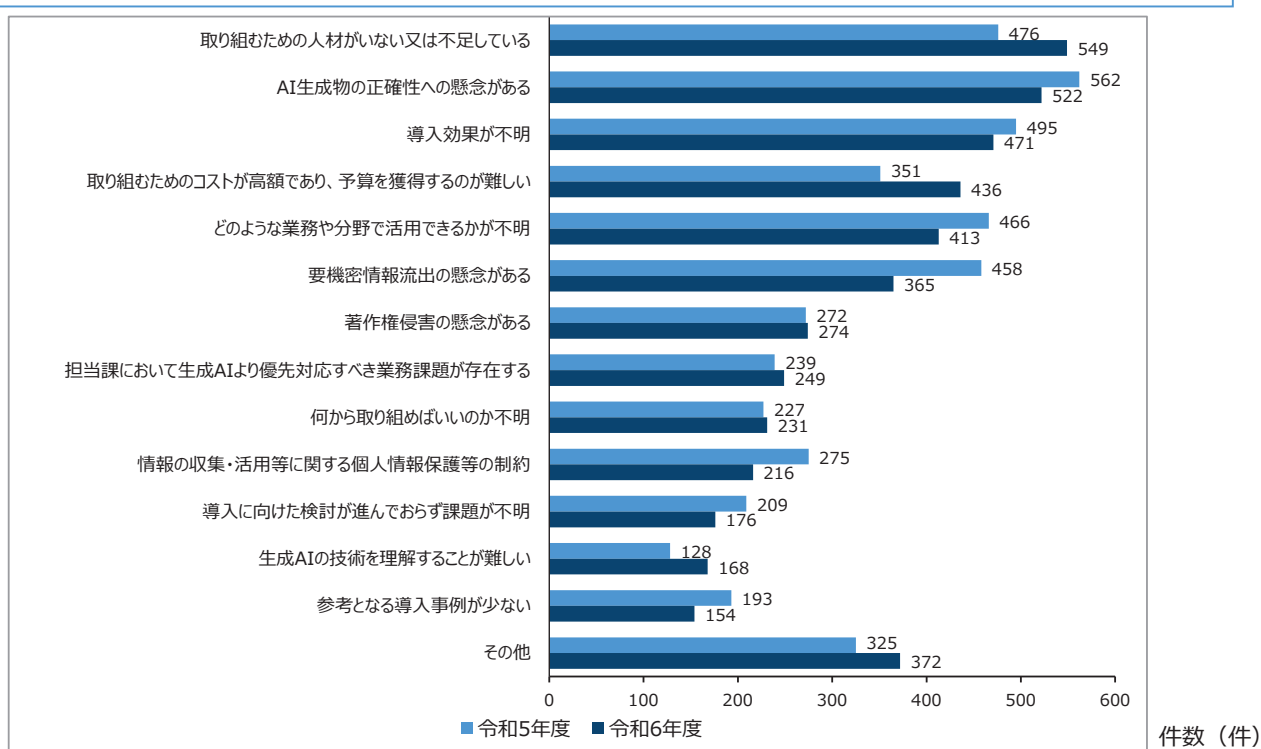
- 生成AIの導入効果として、活用事例の多い「議事録」で1,000時間を超える業務削減効果があったほか、ポスター・チラシ等の画像生成、ローコードの作成など各種活用事例で効果が出ている様子が見受けられた。

活用事例	導入効果	人口規模
議事録の要約	会議録作成において音声からの文字起こし、要約時間を2800時間から1400時間に50%削減できる見込み	4.7万人
計画案の作成 企画書案の作成	企画書・計画書案作成業務の文章作成作業において、一件当たり、1.5時間（約30%）削減	1.8万人
議会の想定問答の文案の作成	議会の答弁書案の修正において、分かりにくい文章について、意図を変えずに新たな文章を作成してもらうことで、修正作業が容易にできた。 想定問答の案を複数提案させた。 5時間の削減×年間質問50件＝250時間	5.7万人
ポスター・チラシ等の画像生成	チラシ等の作成業務の作成の作業において、年間48,333時間を削減（97%減）	10.4万人
ローコードの作成 （マクロ、VBA等）	コード生成による業務時間短縮の実績 775.35時間	9.4万人

総務省情報流通行政局地域通信振興課「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」（令和6年度12月31日現在）

生成AIの導入における課題

- 生成AIの導入における課題は、回答の多い順に「取り組むための人材がいない又は不足している」、「AI生成物の正確性への懸念がある」、「導入効果が不明」となった。

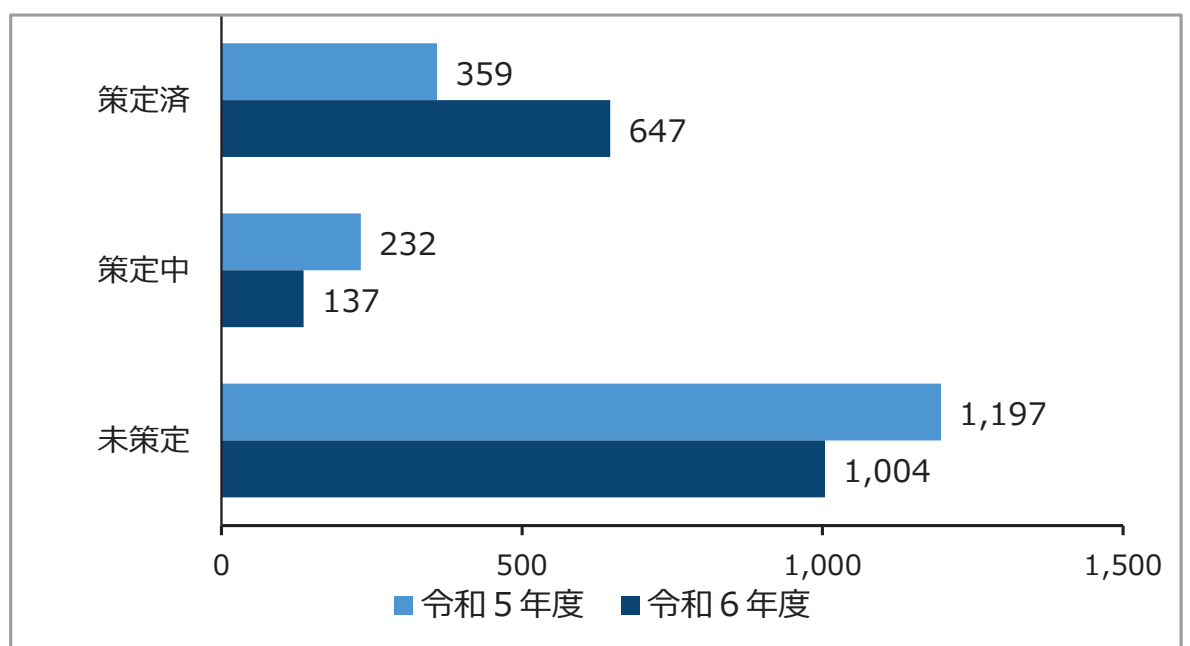


※ 回答があった各自治体からの複数回答をとりまとめたもの。

総務省情報流通行政局地域通信振興課「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」（令和5年度12月31日現在）
総務省情報流通行政局地域通信振興課「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」（令和6年度12月31日現在）

生成A I 利用におけるガイドライン策定状況

- 生成AI利用におけるガイドライン策定状況は、「策定済」が647団体であったものの、「未策定」が1,004団体と最も多かった。



団体数（団体）

※回答があった各自治体からの複数回答をとりまとめたもの。

総務省情報流通行政局地域通信振興課「地方自治体におけるA I・R P Aの実証実験・導入状況等調査」（令和5年度12月31日現在）
 総務省情報流通行政局地域通信振興課「地方自治体におけるA I・R P Aの実証実験・導入状況等調査」（令和6年度12月31日現在）



人工知能と人権、民主主義及び法の支配に関する欧州評議会枠組条約(仮称)



「人工知能と人権、民主主義及び法の支配に関する欧州評議会枠組条約の署名」
(外務省 報道発表資料 概要PDF)

参考資料 4

2025年6月

外務省欧州局政策課

背景

- 2022年4月、欧州評議会の人工知能(AI)に関する委員会において、交渉開始。我が国もオブザーバー国として交渉に参加。
- 2024年5月、欧州評議会閣僚委員会において採択された後、2024年9月から署名開放。
- 2025年2月、我が国及び加はAIアクション・サミット(於:パリ)の機会に署名。2025年6月時点、我が国のほか、14か国(アンドラ、加、ジョージア、アイスランド、イスラエル、リヒテンシュタイン、モルドバ、モンテネグロ、ノルウェー、サンマリノ、スイス、ウクライナ、英、米)及びEUが署名済。

(注) 欧州評議会は、1949年に設立された、人権、民主主義及び法の支配の分野で国際社会の基準策定を主導する汎欧州の国際機関。

主な内容

- **目的:** AIシステムのライフサイクルにおける活動(AI活動)が人権、民主主義及び法の支配に合致することを確保する。
- **適用範囲:** 公的機関(代行する民間の者も含む。)のAI活動に適用。その他民間のAI活動による危険性・影響には、条約の規定の適用又はその他の適切な措置のいずれかにより対処(選択した対処の内容は宣言で明示)。国防に関する事項は対象外。
- **AI活動に関する原則:** 人間の尊厳、透明性、監督、責任、平等、無差別、プライバシー・個人情報の保護、信頼性、安全なイノベーション等。
- **危険性・影響評価:** AI活動から生じる人権、民主主義及び法の支配に関する危険性・影響の特定、評価、防止、緩和のための措置を危険性に応じて採用又は維持。
- **人権侵害への実効的な救済:** AIシステムの関連情報の記録、権限のある当局への申立の確保。
- **国際協力:** 条約の目的の実現のための協力、有益な関連情報の交換、人権等に対する危険性防止のための協力。
- **監督の仕組み:** 義務遵守の監督のため、独自かつ公平に役割を果たし、必要な権限・専門知識・資源を備えた仕組みを設置又は指定。

効力の発生

本条約は、5の署名国(欧州評議会の加盟国の少なくとも3か国を含むことを要する。)が、この条約に拘束されることに同意する旨を表明(締結)した日の後3か月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。現時点で未発効。

(注) 条約の効力発生後に、締結した署名国については、締結した日の後3か月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力が生ずる。

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律(AI法)の概要

内閣府HP

人工知能関連技術の研究開発及び
活用の推進に関する法律(AI法)
「概要」を加工

成立: 令和7年5月28日

施行: 令和7年6月4日(一部の規定を除く)

日本のAI開発・活用は遅れている。

多くの国民がAIに対して不安。

法律の必要性

イノベーションを促進しつつ、リスクに対応するため、既存の刑法や個別の業法等に加え、新たな法律が必要。

法律の概要	目的	国民生活の向上、国民経済の発展
	基本理念	経済社会及び安全保障上重要 → 研究開発力の保持、国際競争力の向上 基礎研究から活用まで総合的・計画的に推進 適正な研究開発・活用のため透明性の確保等 国際協力において主導的役割
	AI戦略本部	本部長: 内閣総理大臣 構成員: 全ての国務大臣 関係行政機関等に対して必要な協力を求める
	AI基本計画	研究開発・活用の推進のために政府が実施すべき施策の基本的な方針等
	基本的施策	研究開発の推進、施設等の整備・共用の促進 人材確保、教育振興 国際的な規範策定への参画 適正性のための国際規範に即した指針の整備 情報収集、権利利益を侵害する事案の分析・対策検討、調査 事業者等への指導・助言・情報提供
	責務	国、地方公共団体、研究開発機関、事業者、国民の責務、関係者間の連携強化 事業者は国等の施策に協力しなければならない
	附則	見直し規定(必要な場合は所要の措置)

世界のモデルとなる法制度を構築

国際指針に則り、イノベーション促進とリスク対応を両立。最もAIを開発・活用しやすい国へ。

1. AI事業者ガイドラインの令和6年度の更新論点と更新方針

参考資料 5

第30回AIネットワーク社会推進会議・
第26回AIガバナンス検討会合同会議資料
(令和7年3月7日)

- ・ 構成員・委員・事業者等からのご意見を踏まえ、令和6年度の更新の論点と更新方針を以下に整理

令和6年度更新論点及び更新方針 一覧

総務省検討会：AIネットワーク社会推進会議・AIガバナンス検討会
経産省検討会：AI事業者ガイドライン検討会

#	更新論点	主なご意見	更新方針
1	AIによるリスクの洗い出し・分類	総務省検討会	リスクの追加・分類・マッピング ✓ AIによる新たなリスク 及び リスクを網羅的に参照する上でのリスク分類を追加 ✓ リスク分類案とガイドラインの「共通の指針」とのマッピングを追加
2	AIの契約に関する留意事項	経産省検討会	開発、提供、利用における契約に関して留意すべき事項の記載 ✓ 「契約モデルや契約当事者の多様化」に関する記載を充実化 ✓ 「開発者・提供者・利用者間における責任分界」に関する記載を充実化
3	生成AIに関する記載の追加	両検討会	生成AIに関する新たなリスクや留意点の記載 ✓ マルチモーダルな生成AIに関する記載を追加 ✓ RAG導入に関する記載を追加 ✓ プログラムコード生成に関する記載を追加 ✓ AIEージェントに関する記載を追加
4	AIガバナンスに関する事例の充実	両検討会 事業者	AIガバナンスの取組事例の充実化 ✓ 「リスクベース・アプローチ」を実施する上で考慮すべき点を追加 ✓ 「グローバルなAIガバナンスを構築している企業」「中小・スタートアップ企業」「地方自治体」の事例を追加 ✓ AIガバナンスを構築する上での事業者の「人材不足」の課題を追加
5	AIガバナンスの動向等の反映	両検討会	AIガバナンスに関する国内外の最新動向を追記 ✓ AI制度研究会等、国内動向において注視すべき最新状況を追記 ✓ 広島AIプロセスの動向等、国際的な動向において注視すべき最新状況を追記
6	特定単語の整理・見直し	両検討会	AIガバナンスにおいて重要な単語の定義や表現の見直し ✓ 「バイアス」の定義や表現の見直し ✓ 「透明性」の定義や表現の見直し ✓ 「多様性」「包摂性」に関する表現の揺れを修正
7	その他	両検討会	UIの改善 ✓ 目次から該当ページへのリンク

全体構成

『AI事業者ガイドライン（第1.1版）概要
（令和7年3月28日）』公表資料より抜粋
（総務省・経済産業省）

- ・ 本ガイドラインは、AI開発・提供・利用にあたって必要な取組についての基本的な考え方を示しています
 - 本編：「どのような社会を目指すのか（基本理念=why）」及び「どのような取組を行うか（指針=what）」
 - 別添（付属資料）：「具体的にどのようなアプローチで取り組むか（実践=how）」

本編（why, what）

別添（付属資料）（how）

主体共通	第1部 AIとは		1. 第1部関連 [AIについて]	A. AIに関する前提 B. AIによる便益/リスク
	第2部 AIにより 目指すべき社会 及び 各主体が取り組む 事項	A.「基本理念」 B.「原則」 C.「共通の指針」 D.「高度なAIシステムに関する 事業者に通じる指針」 E.「AIガバナンスの構築」	2. 第2部関連 [E.AIガバナンスの 構築]	A. 経営層によるAIガバナンスの構築及び モニタリング B. AIガバナンスの事業者取組事例
	第3部 AI開発者に 関する事項	※「高度なAIシステムを開発する組織向けの 広島プロセス国際行動規範」における 追加的な記載事項 も含む	3. 第3部関連 [AI開発者向け]	A. 「第3部 AI開発者に関する事項」の解説 B. 「第2部」の「共通の指針」の解説 C. 高度なAIシステムの開発にあたって遵守 すべき事項
主体別	第4部 AI提供者に 関する事項		4. 第4部関連 [AI提供者向け]	A. 「第4部 AI提供者に関する事項」の解説 B. 「第2部」の「共通の指針」の解説
	第5部 AI利用者に 関する事項		5. 第5部関連 [AI利用者向け]	A. 「第5部 AI利用者に関する事項」の解説 B. 「第2部」の「共通の指針」の解説
その他 参考資料			6. 「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を参照 する際の主な留意事項について	
			7. チェックリスト	
			8. 主体横断的な仮想事例 9. 海外ガイドライン等の参照先	

行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドラインのポイント

(1) ガイドラインの目的・枠組み等

目的：生成AIの利活用促進とリスク管理を表裏一体で進めるため、政府におけるAIの推進・ガバナンス・調達・利活用のあり方を定めるもの。

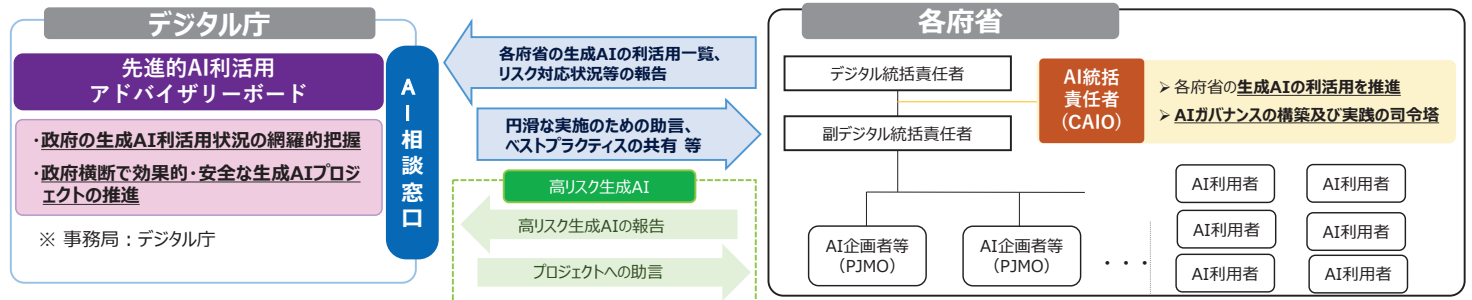
対象：テキスト生成AIを構成要素とするシステム ※特定秘密や安全保障等の機微情報を扱うシステムは対象外

適用開始時期：令和7年5月に運用開始。

(2) 政府における生成AIの推進・ガバナンス体制の構築

➤ 比較的高リスクとなる可能性がある生成AIの利用であっても、先進的AI利活用アドバイザリーボードの各府省への助言や相談窓口等の仕組みを通じ、安全かつ効果的AIプロジェクトとしての実施をサポートし、先進的生成AIの利活用を促進。 ※サプライチェーンリスクも考慮

➤ 各府省に新たに設置するAI統括責任者(CAIO)が、生成AIの利活用を把握・推進、ガバナンス、リスク管理を総括。



(3) 生成AIの調達・利活用ルール

※ 各府省生成AIシステムの①AI統括責任者(CAIO)、②企画者、③提供者、④利用者等毎にルールを規定

➤ AI統括責任者(CAIO)は、各府省の利用者(職員)に向けて生成AIの利用ルールを策定。

➤ 企画者・提供者は、本ガイドラインの「調達チェックシート」及び「契約チェックシート」を参考にして仕様書作成や事業者との契約等を行うことにより安全かつ品質の高い生成AIシステムの調達を確保。運用開始後も適切な利用や安全性や品質の確保を定期的に検証。

➤ 提供者及び利用者はリスクケースが生じた場合、適切に各府省AI統括責任者(CAIO)に報告し、提供者が必要な対応を実施。先進的AI利活用アドバイザリーボードは各ケースの報告を受け、必要に応じ再発防止策等を検討。

(参考1) 別添各シート(高リスク判定シート、調達チェックシート、契約チェックシート)について

1. 高リスクAIの判定についての参考とする判定軸(高リスク判定シート)

4つの観点から、アドバイザリーボードに助言を求めるべきか各府省において判定

A. 生成AIシステム利用者の範囲・種別(国民か政府職員か等)、B. 生成AI利用業務の性格、C. 機密情報や個人情報の学習等の有無、D. 出力結果の職員による判断を経る利用か否か

2. 調達・契約時のチェック項目について(調達チェックシート、契約チェックシート)

(1) 調達チェックシート 生成AIを調達する際に事業者への要求事項として、仕様書等に盛り込むべき項目を整理	ガバナンス項目	①AI事業者ガイドライン共通の指針の遵守 ②AIガバナンス(AIのメリットを最大化しつつ、リスクを統制する体制)の構築 ③生成AIシステムの品質向上のため、AI業界や最新技術等の動向を把握する ④情報セキュリティインシデント・生成AIシステム特有のリスクケース発生時の対応手順の整備 ⑤生成AIシステムの開発・運用に従事する者または組織についての生成AIに関する教育・リテラシー向上
	開発・運用プロセス要件項目	⑥生成AIシステムへの入出力または処理されるデータの取扱いの適切な管理 ⑦生成AIシステムの期待品質を満たすための取組 ⑧ベンダーロックインの回避 ⑨生成AIシステムのアップデートの考慮 ⑩文化的・言語的考慮 ⑪環境への配慮
(2) 契約チェックシート 生成AIを調達する際に契約書で取り決めるべき項目を整理	生成AIシステムの要件項目	⑫有害情報の出力制御措置 ⑬偽誤情報の出力・誘導の防止措置 ⑭公平性と包摂性の確保(バイアスや差別を含む出力の抑止措置) ⑮目的外利用の防止 ⑯個人情報、プライバシー、知的財産に関する適切な取扱い ⑰セキュリティの確保 ⑱説明可能性の確保 ⑲ロバスト性(出力の安定性) ⑳学習データ品質 ㉑検証可能性
		・生成AIシステムに係るインプットの取り決め(学習の有無、データの保存方法等) ・生成AIシステムに係るアウトプットの取り決め(アウトプットに関する一定の保証、アウトプットの権利帰属) ・生成AIを含むインシデントが発生した場合の事業者の対応義務及びその範囲に関する取り決め(被害を最小限に食い止めるため、また、原因を特定するための情報やデータの提供を含む) 等

※チェックシートの内容の適用項目や適用方法については、個別の生成AIシステムの調達形態やリスクレベルに応じて、AI相談窓口とも連携しつつ各府省において判断。

(参考2) 「生成AIシステムの利活用ルール」について

1. 府省毎の利活用ルール

- 各府省のAI統括責任者 (CAIO) が、適切なAIの利活用を促進するため、「生成AIシステムの利活用ルールひな形」に基づき、各府省の利用者 (職員) に向けて生成AIの利活用ルールを策定・周知。

2. 生成AIシステム毎のルール

- 企画者が、システム毎に、利用目的をはじめ、利活用に係るルールを策定し、各システムの利用者 (職員・国民等) に周知。

◆1. 府省毎の生成AIシステム利活用ルールの「ひな形」の構成と概要

(概要)

(構成)

1. ルールの目的

2. 生成AIシステムの利用に係るルール

(1) 利用前のルール

(2) 利用中のルール

① 入力データ又はプロンプトにおけるルール

② 生成物利用におけるルール

3. 問い合わせ先

- 生成AIのリスクについての理解
- 生成AIシステムへの入力結果や出力結果が必要に応じシステム側に提供されることの理解
- 約款型クラウドサービスは原則として要機密情報を扱えないことの理解
- 国外サーバを利用する生成AIの場合に現地政府によるデータの検閲や接收を受ける可能性があることの理解

- 生成AIシステムの利用目的の範囲内での利用
- 生成AIシステム毎の個人情報の取り扱いについての留意
- 正確かつ最新のデータの入力

- 生成AIの出力に基づいて行われた判断についての説明責任についての理解
- 出力結果に含まれうるバイアスを踏まえて業務に出力結果を活用すること
- 出力結果の正確性や根拠、事実関係等を必要に応じ確認すること
- (第三者の著作権等の侵害の有無を含め) 安全性・公平性、客観性、中立性に問題がある出力でないかを確認し、問題点は必ず加除修正の上で利用すること
- リスクケースやその兆候を検知した場合の迅速な各府省報告窓口への報告

- 事務局において、生成AIを導入している団体へのユースケースのヒアリングを行ったところ、職員への生成AIの浸透を図るため、**庁内研修・勉強会の開催や、幹部職員の理解醸成などの取組をしている団体があった。**

＜**庁内研修・勉強会の開催**＞

- 業務以外の用途も含め、**生成AIのトレンドを学習する勉強会を開催**。（2024年は6回実施し、毎回1～2割の職員が参加）
- **勉強会やハンズオン研修の開催や、活用事例集やプロンプト例などの庁内展開により、庁内で効果的な活用方法を共有している。**
- 外部講師を招いた研修を実施するとともに、**情報部門と業務所管課が共同で作成したプロンプト集を庁内に展開している。**

＜**幹部職員の理解醸成**＞

- 幹部職員の利用が重要であると考え、特に幹部職員が担当する議会答弁案作成において生成AIを活用することや、**体験会により幹部職員の利用を促した。**
- **庁議等の場を活用し、市長から幹部職員に対し、生成AIの利用を促している。**

＜**生成AIの利用を進める環境づくりなど**＞

- 従来から、**デジタル技術を活用した業務効率化や付加価値創造を積極的に進める風土づくり**を行っている。
- 必ずしも生成AIを使用することが全てではなく、あくまでも業務効率化に向けた選択肢の一つとして検討すれば良いという姿勢である。活用は職員個人の裁量に委ねている。

生成AI導入団体へのヒアリング結果（要機密情報の取扱い）

- 事務局において、生成AIを導入している団体への要機密情報（個人情報を含む。）の取扱いについてヒアリングを行ったところ、**いずれの市町村でも「要機密情報の入力を禁止している。」という回答であった。**
- **要機密情報を入力することに特段の必要性を感じていないという意見もある一方で、将来的な要機密情報の活用を期待する意見もあった。**

要機密情報の活用に向けた自治体の意見

＜**現状の取扱いに不自由さを感じていないとする意見**＞

- ・**要機密情報を入力することに特段の必要性を感じていない。**
- ・**禁止に伴う不自由さは特にない。**

＜**将来的な活用に期待する意見など**＞

- ・将来的に要機密情報を含む文書作成までできれば、**更なる業務効率化につながるのではないかな。**
- ・個人情報を取扱う業務も生成AIが担えれば、**更なる業務効率化につながると考えているが、そのためには、セキュリティかつ閉じた領域でデータの流れが完結する環境の整備が必要なのではないかな。**
- ・個人情報の入力が可能になれば、**アンケートなどを分析する際に個人情報を除く作業が不要になり、また、読み込めるデータが増える可能性はある。しかし、どのくらいのニーズがあるかは不明である。**
- ・国内にサーバーが存在するサービスでない限り、個人情報や機密情報を入力することは不安がある。

生成AI導入団体へのヒアリング結果（利用に当たっての留意事項①）

- 生成AIを利用する上で、ハルシネーションや情報セキュリティに留意する必要があるが、回答精度向上のためにRAGを導入する等**技術的な対応方法がとられている例**や、国の取扱いを踏まえ、ガイドラインで個人情報の入力を禁止するといった**運用上の対応がとられている例**がある。

ハルシネーション対策

技術的対応

- ・回答精度向上のためRAGを導入している。
- ・生成物を出力する際に**参照元を表示するカスタマイズ**を行っている。

運用上の対応

- ・生成された情報を使う際には、**必ず情報の正確性を確認**し、職員自身が情報を作成したものとして責任を持って使用する旨、ガイドラインで定めている。
- ・**十分な確認を行った上で**生成物を活用する旨、ガイドラインで定めている。

情報セキュリティ対策

技術的対応

- ・LGWAN環境で利用でき、**入力データが学習に利用されない仕様の製品**を利用している。
- ・**個人情報と思われる情報を入力するとポップアップが表示**される仕組みとなっている。

運用上の対応

- ・ガイドラインで**生成AIへの個人情報・機密情報の入力を禁止**している。
- ・ISMAPに登録されているサービスを選定することとしている。

生成AI導入団体へのヒアリング結果（利用に当たっての留意事項②）

- 生成AIに係るガイドラインの策定に当たっては、**生成AIを利用する上でのリスクに対応する視点、職員の効果的な利用を促す視点の両方の視点に留意して策定**が行われている事例が見られた。

ガイドライン策定に当たっての留意点

- ・**運用ルールの明確化**や**効果的な活用例**を示すことを意識した。

3. 生成AI利用で効果がある業務

(1) 生成AI利用して効果が出やすい業務

- 指定した条件を基に作文・要約・校正を行う
- 質問を基に新たな発想の助言を行う
- 草案のアイデア出しを行う
- 議事録（要旨）作成
- Excelの関数作成やマクロ作成
- ※ 与えた情報の整理や一般的な知識から多角的なアイデア出しは生成AIの得意業務です。

(2) 生成AI以外を利用したほうがより効果が出る業務

- 一般的なWeb検索
- ※ 何かしらの回答を出しますが、誤った内容を含むことがあります。

(3) 生成AIを利用することが適当でない業務

- 機密情報や個人情報の取り扱い
- ※ 情報漏洩のリスクがあるため入力しないでください。

- ・具体的な活用方法を盛り込むのではなく、**AIリテラシーを中心に記載**した。

3.1 使用における注意及び禁止事項

- 機密情報の入力の禁止
- 非公開情報の入力の禁止
- 他者の権利の侵害に繋がる行為の禁止
- 生成AIを利用していることの明記について
- 入力された情報の第三者への提供に関する記述

- ・**職員が読みやすいよう、A4（2ページ）で簡潔**にまとめた。

第7 結果の取扱における遵守事項

職員等が生成AIを通じて得られた結果を事業等に用いる場合は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 得られた結果について、誤りがなく、公平性に問題がないこと、著作権など第三者の権利を侵害していないことなどを、複数の職員で確認し、必要に応じて加筆修正すること。
- (2) (1)の結果を事業等に用いる場合は、市が説明責任を負うことを、起案者は認識の上起案し、生成AIを通じて得られた結果を用いたものであることを決裁権者と共有すること。

生成AI未導入団体へのヒアリング結果

- 生成AI未導入の団体に対して、導入に当たっての課題についてヒアリングを行ったところ、**生成物への正確性への懸念や費用面の課題などがあり、導入が難しい**といった回答があった。

＜生成物の正確性への懸念等＞

- ・ インターネット上に存在するサービスを使用するため、**個人情報や機密情報を誤って入力してしまうリスクがあるのではないか**。職員のデジタルリテラシーの観点から懸念がある。
- ・ **著作権や個人情報・機密情報、生成物の正確性への懸念があり、具体的な検討が進められていない**。
- ・ **安全なサービスに関する情報提供が国からの支援としてあると良い**。

＜費用面の課題＞

- ・ 自治体規模が大きくなく、**優先順位が高くない限り新規予算の獲得が難しい**。
- ・ **費用面が大きな課題**である。かつてLoGoAIアシスタントのトライアル版を使用していたものの、有償版を導入するには財政部門の理解が得られなかった。
- ・ 生成AIの活用による効用を説明できず、**新規予算の獲得が難しい**。

＜その他＞

- ・ **幹部職員の間で生成AIの是非について意見が分かれており、現時点で導入の判断ができないが、今後導入することとなった場合に備え、情報収集は進めている**。
- ・ **行政や個別の自治体特有の表現に対応できないことも課題として認識している**。

独自データを活用した生成AI（RAG）の実践投入

神戸スマートシティ

○新庁内向けFAQシステムの運用開始（7月～）

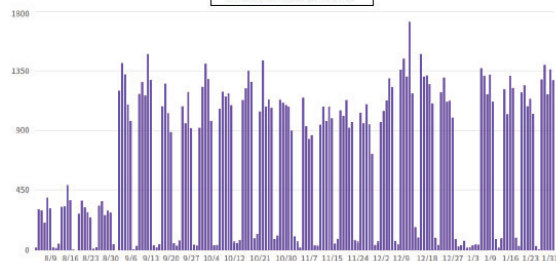
・1日当たり約1,000～1,700件のアクセス数（R7.1現在）

格納されているマニュアル類
497文書（4室局13所属）

（一例）

- ・財務会計事務の手引き
- ・各種契約約款
- ・神戸市長の権限に属する事務の専決規定の手引き
- ・給与の手引き
- ・休暇マニュアル、休業制度等、サービス管理関係
- ・収納管理事務の概要
- ・各種研修制度
- ・公用文作成の要領
- ・PCヘルプデスク業務範囲内FAQ

アクセス数の推移



①自然文での質問・回答
会計年度職員の結婚休暇の付与日数を教えてください

②引用元文書の一覧
[1] 休暇マニュアル(会計年度任用職員).pdf

③引用元文書の表示
(マーカー付き)

生成AIシステム「CatBot」の職員開発



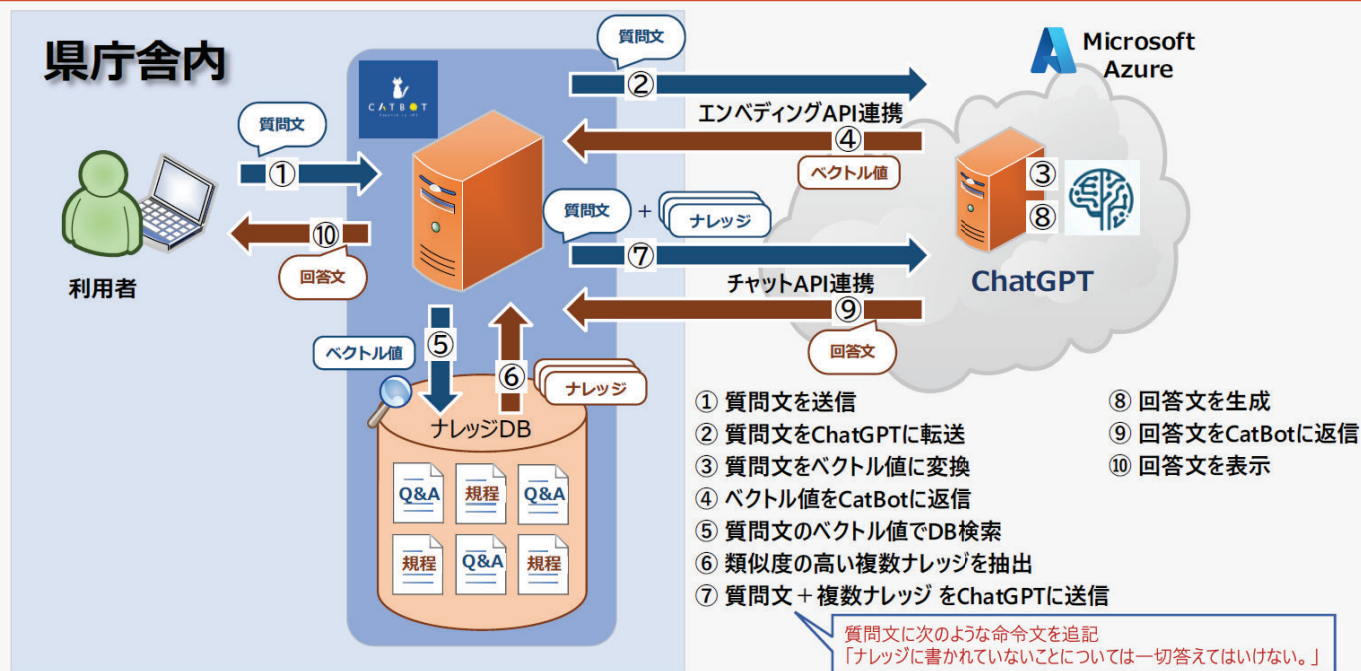
経緯

- R5.6～ 関係課の担当職員で構成する「生成AI活用検討ワーキンググループ」を設置し、生成AI利用ガイドラインや利用手引きを作成
- R5.6～ 有志職員(23名)の「生成AI活用検討チーム」を編成し、利用方策の検証を実施
- R5.9 対話型での文書生成機能や庁内QA機能(RAG)を持つ「CatBot」を職員開発し、庁内で生成AIの利用を開始

職員開発で整備するメリット

- 費用が安い。(主な費用はAzure OpenAIのChatGPTのAPI利用料のみ)
- 職員が簡単に使える。(庁内IDでシングルサインオンできる。)
- セキュリティ確保が容易である。(認証情報、QA用ナレッジ情報、ログ等は庁内側に保持)
- 独自機能を柔軟に追加できる。(庁内QA機能(RAG)、長文専用機能など)

CatBot の基本的な仕組み〔庁内QA機能 質問回答〕



9

課題だと感じていること



● CatBotの文章生成機能に関して

- 庁内で、なかなか活用が進んでいない。
- 適切な内容のプロンプトを書くことは、職員にとって結構ハードルが高いのではないかと。
職員に書かせるのではなく、自動的に入力される仕組み(RPA、システム連携等)が必要なのではないか。

● CatBotの庁内QA機能(RAG)に関して

- ナレッジは、ファイル単位で登録すると回答精度が落ちるので、QA単位(規程の場合は条項等の単位に細分化して登録させる仕組みとしているが、それでも回答精度を上げるには限界がある。
- 登録するQAナレッジは、業務分野全体を網羅し、かつ重複のない内容とする必要がある。
既存のQAは特別な事例のものが多いが、ごく当たり前のQAナレッジも一通り用意する。
- RAGは、「DBに登録されたQAナレッジの中から質問内容と類似度の高いQAを抽出」⇒「当該QAのみを生成AIに参照させ回答を生成」という仕組みなので、的確な回答生成には限界がある。このため、回答文までは生成せず、類似度の高いQAナレッジの一覧を表示させるに止める方が実用的かもしれない。

21

【論点（3）】

湖西市で仕様書業務特化型生成AIサービスが活用されている。

このほか、現在情報収集に取り組んでいるところであるが、例えば、特定の業務分野に特化した生成AIの活用事例として、**相談記録表の作成（横須賀市）**や**広報デザインの作成（三宅町）**がある。

仕様書の作成	相談記録表の作成	広報誌のグラフィックの作成
● 静岡県湖西市等にて導入 ・自治体向け情報化投資事業調達仕様書自動作成システムであり、自治体向けの技術文書を参考にした仕様書構成での作成が可能 ・初期条件を設定することで、最適な調達仕様書の約80%を自動的に作成	● 神奈川県横須賀市にて実証実験 ・自治体相談業務支援サービス「AI相談パートナー」による相談記録票作成業務に生成系AIを組み合わせて活用 ・生成AIによって対面・電話による相談内容を要約し、主訴を生成 ・閉域網回線内での使用や、個人情報のマスキング等の対策を実施	● 奈良県三宅町等で導入 ・「POTETO Design」では生成AIを含む複数のAIを組み合わせることで、行政職員が入力した文字情報からグラフィカルサマリーを作成することが可能 ・行政情報の「手軽に」「わかりやすい」発信が実現 ※「POTETO」のイラストレーターが作成したイラストを学習させ、そこから複数のイラストを組み合わせる等して画像を生成する仕組みで、著作権侵害の恐れはない

自治体業務特化型の生成AIサービスが導入されると業務効率化に資すると考えるが、注意すべき点や期待する点、具体の活用業務としてどのようなことが考えられるか。

【前回検討会での主な意見】

- （湖西市）生成AIについて、仕様書案の作成で最も活用されている。DX推進アドバイザーが開発者であったこともあり、仕様書業務特化型生成AIサービス（プロキュアテック）を導入している。

地方公共団体の各事務における主なデジタル技術の活用状況①

参考資料 9

○ 各事務においてデジタル技術の導入等により、**一定の業務効率化の効果**が生まれている。一方、全国的には**導入率等が低く、業務時間削減効果も地方公共団体全体の業務からすると部分的(※)**といった課題もある。

(※) 一般的な職員1人あたり年間労働時間：約2千時間

事務の例(活用場面等)	デジタル化の種類	業務効率化内容	○地方公共団体の取組効果例、●全国の導入率等
1. 申請等受付、証明書交付 (住民窓口での手続、図書館貸出予約、施設予約等)	①オンライン申請 ②コンビニ交付(キオスク端末) ③書かない窓口	①住民との対面対応が不要、電話受付対応が減少 ②住民との対面対応、交付処理作業が不要 ③記載の不備がなくなり、修正作業が減少	<手続のオンライン化> ●子育て・介護26手続の 全国のオンライン申請利用率は1.0% ●全国での パスポートの切替申請の利用率は31% <書かない窓口> ○年間約36,000件の手続を受け付け、職員の 作業時間1,950時間を削減 ● 全国での導入率は30.3%
2. 通知、お知らせ (子育て関連、職員向け等)	①電子通知	①発送作業が不要	○庁内職員向け通知物のデジタル化により従来より通知 業務処理時間を90%削減
3. 入力、打込み (反復的・定型的な作業、紙の申請書等の受付後作業等)	①RPA ②AI-OCR	①手作業での入力が不要 ②手作業でのデータ化が不要	○保育園の入園申請受付業務で、電子申請の導入及び申請情報のシステムへの入力作業の RPAでの代替により年間2,090時間削減(削減率67.6%)
4. 審査、決裁 (形式的な確認、突合作業等)	①AI ②電子決裁	①書類の不備の自動検出により確認作業が減少 ②紙での持ち回りが不要	○支出命令伝票の不備をAIが自動検出する実証実験を実施し、 年間最大約1,600時間を削減 可能との見込み
5. 住民相談、面談 (福祉・介護、子育て、就労など専門的知見を要する分野等)	①リモート窓口 ②AI	①専門職員が支所等に出向くことが不要 ②相談内容に応じた資料の表示、相談録等の作成が不要	○児童相談の電話対応でのAI活用により音声が入力タイムでテキスト化、自動で対応マニュアル等が表示され、相談から対応・記録作成まで 1件あたり約20分削減
6. 問合せ対応 (定型的、類似の質問が多い分野等)	①AIチャットボット	①簡単な質疑対応が減少	○AIチャットボット導入後の質問数月平均7,494件に対し回答率93.9%

地方公共団体の各事務における主なデジタル技術の活用状況②

第1回持続可能な地方行政のあり方に関する研究会資料
(令和6年11月21日)

事務の例(活用場面等)	デジタル化の種類	業務効率化内容	○地方公共団体の取組効果例、●全国の導入率等
7. 調整、打合せ、会議 (地方公共団体内、他団体や国との間等)	①コミュニケーションツール(ビジネスチャット) ②オンライン会議 ③AI	①電話やメールでのやりとりの減少、意思決定の迅速化 ②会議場所への移動が不要 ③議事録作成作業の減少	○電話やメールでのやりとりが減少し、 年間約5万時間削減(職員一人当たり11分/日削減) ○出先機関との会議のための最大1時間の移動が不要 ○会議の議事録作成作業において、 1回あたり3時間30分～6時間程度削減(75%削減)
8. 決済、納付 (証明書交付、施設利用料の支払い、納税等)	①キャッシュレス決済 ②eLTAX	①住民との対面対応や現金の取扱いが不要 ②納付書の仕分け作業、保管が不要	○申請～決済の電子化で 事務処理時間が実質33%減少 ○保育施設で現金の受領や銀行入金関係作業等がなくなり 1園あたり約60時間/月の業務時間を削減 ●全国での 固定資産税の納付は例年約2億件のうち、eLTAXでの処理は2,500万件強程度
9. 契約、補助金申請受付 (物品購入、公共事業、補助金手続等)	①電子契約 ②Jグランツ(※1)	①契約書の製本、メールや郵送等の作業が不要 ②メールや郵送等の作業が不要	○約50%が電子契約に置き換わっており、 契約1件あたりの作業時間が20分程度短縮 見込み ●Jグランツの活用により補助金申請受付等を行う 地方公共団体は41団体
10. マッチング (保育園入園事務等)	①AI	①選考作業等が不要	○延べ 約1,500時間 かけていた 数千人規模の入所希望児童の選考が、AI導入により数十分程度で完了
11. 報告、調査回答 (国からの照会対応等)	①一斉調査システム(※2)	①メールでのやりとり、エクセル様式等での回答が不要	●一斉調査システムによる各省庁から地方公共団体への 発出件数は年間2,861件
12. 現地調査 (災害被害状況調査、住民訪問調査、インフラ点検等)	①ドローン ②AI ③タブレット	①目視以上の広範囲の調査 ②画像解析により異常の有無を特定、調査の自動作成 ③紙資料の持ち出しが不要、カメラ・録音機能によりメモ作成が効率化	○ドローンによる自動航行機能とAIによる画像解析を併用することで、 7日程度かかっていた河川出水後の被災箇所把握が3日程度に短縮 ○介護認定の訪問調査へのタブレットの活用で、 調査からシステムへの結果入力までの時間が15分/件程度短縮 想定
13. 監視 (河川の水位等)	①監視カメラ、水位センサー ②AI	①災害時の河川監視のための拘束時間の減少、職員の長年の経験に依存しない	○河川監視カメラ・水位計などから得られるデータとAIを用いた河川管理の高度化に係る実証実験を実施

(※1) Jグランツ: 補助金の電子申請を行うことができるシステム。国や地方公共団体が執行する補助事業で利用が可能

(※2) 一斉調査システム: 全国の地方公共団体の担当者宛に都道府県を経由せず一斉に通知・調査を発出可能なシステム

(備考) 各省庁や地方公共団体、事業者の公表HP等をもとに事務局作成

③-2 損傷箇所の確認(トンネル・橋梁等)

- トンネル、橋梁等については、5年に1回の**法定点検**を行うこととされており、**必要な知識と技能が求められる**ことから、多くの団体では、**事業者**に委託して実施している。
- 近接目視を基本としつつ、**ドローン**等を活用した点検も行われているが、第三者被害の恐れがある箇所では**打音検査等も併せて行う必要がある**。

【業務の概況】 ・受託事業者が、近接目視・触診・打音等により橋梁の法定点検を実施。
・管内にある橋梁を5年間で全て点検(一巡)する形で、点検業務自体は毎年実施。

【執行上の課題】 ・橋梁の点検は非常に専門性が高いことから、**技術職員がいない小規模団体**においては、事業者が実施した業務が適正になされたかどうか等について評価・判断することが難しい。(町村)

【課題解決に向けた取組】

ドローンの活用(千葉県君津市)

- ・ 民間企業、高専と協力し、ドローンを活用した橋梁点検の実証実験を実施。
- ・ 職員自らがドローンを操縦・撮影し、撮影した映像から**AIを活用し、コンクリートのひび割れ等の損傷の検知**及び定量的な評価による診断補助を実施。



(出典)君津市HP及び君津市公式YouTubeチャンネル

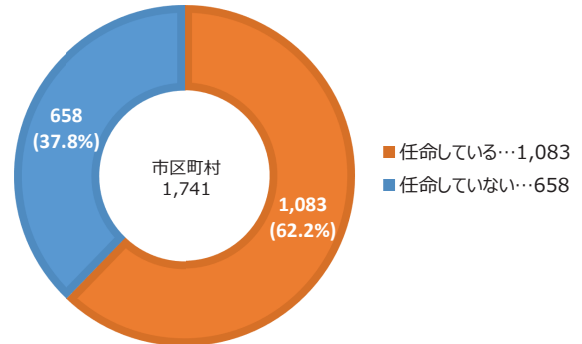
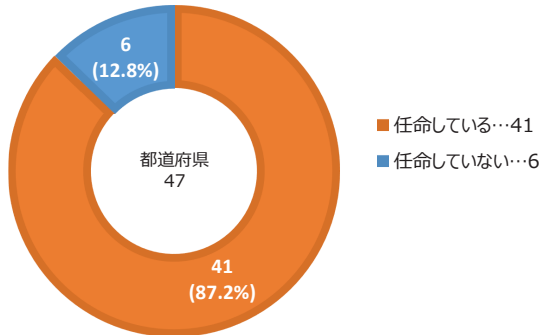
<取組にあたっての課題等>

- ・ 橋梁の点検については、非常に専門性が高いことから、**技術職員がいない小規模団体**においては、事業者が実施した業務の適正性等について評価・判断することが難しい。(町村)
- ・ 委託している業務についてドローン等を活用しても、地方公共団体の職員の事務の削減に資するものではない。(県)
- ・ 桁下を道路・鉄道と交差する場合など、**第三者被害を予防する必要がある箇所**については、**打音検査も行う必要がある**。

「自治体DX・情報化推進概」
(令和6年4月1日現在)
を基に事務局において作成

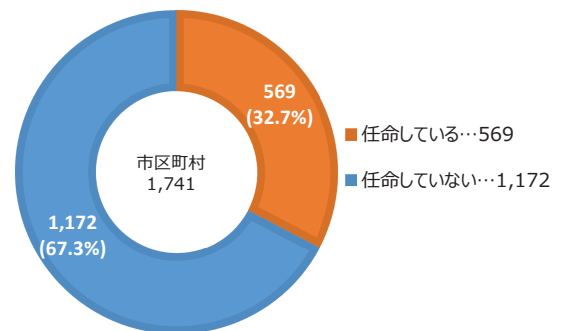
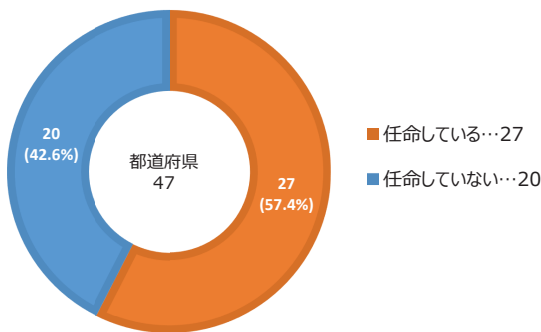
1 CIO（情報化統括責任者）の任命

都道府県では41団体（87.2%）、市区町村では1,083団体（62.2%）がCIOを任命している。



2 CIO補佐官等の任命

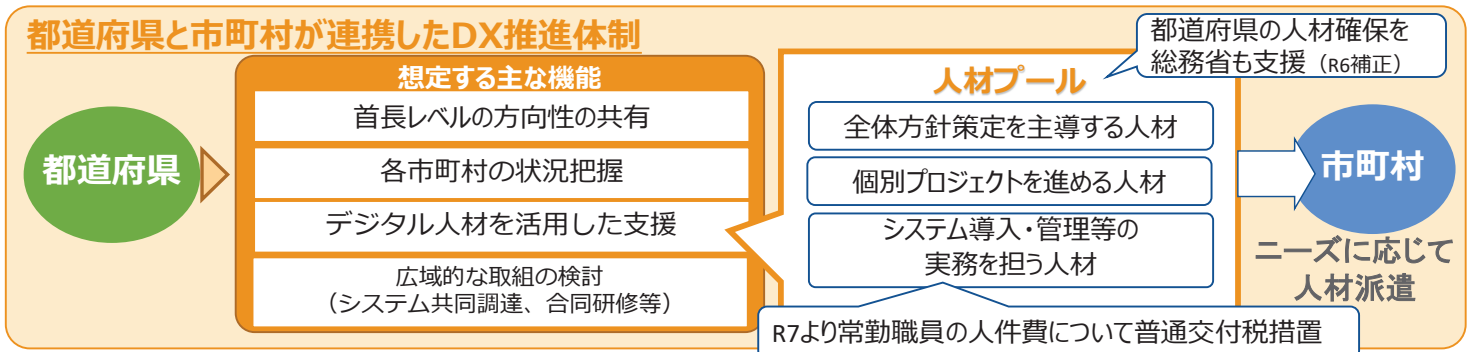
都道府県では27団体（57.4%）、市区町村では569団体（32.7%）がCIO補佐官等を任命している。



都道府県における市町村支援のデジタル人材確保（人材プール）

- 自治体DXの推進に向けて、都道府県が市町村と連携して推進体制を構築し、デジタル人材を活用して市町村を支援する取組やシステムの共同調達等を主導する取組が進みつつある。
- こうした取組を加速させるため、**令和7年度中に、全ての都道府県で市町村と連携した推進体制を構築し、市町村が求める人材プール機能を確保できるよう、総務省がデジタル庁と連携し支援。**

都道府県と市町村が連携したDX推進体制



ノウハウ・研修等の提供

- **都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築に向けたデジタル人材確保プロジェクト**（R6補正）
- 確保・育成の「ガイドブック」
- 望ましいスキルや経験を類型化した「スキル標準」
- DXの取組の参考となる「参考事例集」
- 自治大学校等関係機関での研修

アドバイザー派遣

- **DXアドバイザー**（主に自治体DX分野。地方公共団体金融機構と共同）
- **地域情報化アドバイザー**（主に地域社会DX分野。）

財政措置

【普通交付税措置】

- 都道府県が、一定のスキル・経験を有する**デジタル人材を、市町村支援業務を行う常勤職員として雇用した場合の人件費**

【特別交付税措置】

- 市町村による**CIO補佐官任用等に要する経費**
- **DX推進リーダー育成経費**
- 都道府県等による**市町村支援のデジタル人材確保に要する経費**

総務省の伴走支援

第4回自治体におけるAIの利用に関するワーキンググループ資料 (令和7年5月16日)		地方公共団体が取り扱う情報の機密性の分類と個人情報の位置づけ		参考資料 1 1
		「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(令和7年3月28日改定) に基づき事務局作成		
国	自治体	情報資産	パブリッククラウドサービスの範囲	
機密性 3	自治体機密性 3 A	極秘文書：秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報を含む行政文書 秘文書：極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外には知らせてはならない情報を含む極秘文書以外の行政文書	「行政文書の管理に関するガイドライン」、統一基準の規定に則って取り扱うものとする（なお、上記ガイドラインにおいては、極秘文書について、インターネットに接続していない電子計算機又は媒体等に保存することが求められている	
機密性 2	自治体機密性 3 B	データベースや台帳形式になった 住民情報を含む個人情報ファイル 及びこれに準ずる情報（住民記録システム、税務システム、国民健康保険システム、生活保護システム、農業委員会台帳システム、貸付金償還システム等に保存される住民の個人情報）	ISMAP登録サービスは利用可 （8.3で規定されるアクセス制御、機密性保護のための暗号化等が必要） ※統一基準改定に合わせて、8.3でクラウドサービスの利用について規定	
	自治体機密性 3 C	・ 職員としての属性に基づく個人情報 ・ オンライン申請の処理等により、システム処理上一時的にインターネット上に保管されるデータ ・ 文書管理システムの決裁文書として保存されている個人情報 ・ 施設設計情報や入札予定価格など非公開情報	注）自治体機密性 3 C 情報については、情報資産単位でのアクセス制御、業務システムログ管理の実施等、β'モデルにおいてインターネット接続系に求められている対策を実施することで、インターネット接続系における取扱いが可能。	
	自治体機密性 2	・ 政策検討に関する情報	可（8.3で規定されるアクセス制御、機密性保護のための暗号化等が必要）	
機密性 1	自治体機密性 1	・ 公表された情報 ・ 将来公表する予定の文書（白書の案等）	可	

「DeepSeek等の生成AIの業務利用に関する注意喚起」についての周知（令和7年2月6日）

第4回自治体におけるAIの利用に関するワーキンググループ資料（令和7年5月16日）

- 各政府機関等に対して、デジタル社会推進会議幹事会事務局より「DeepSeek等の生成AIの業務利用に関する注意喚起（事務連絡）」（令和7年2月6日デジタル社会推進会議幹事会事務局）のとおりの注意喚起がなされたので周知。

「DeepSeek等の生成AIの業務利用に関する注意喚起（事務連絡）」の概要

令和7年2月3日付で個人情報保護委員会事務局より、DeepSeek 社による生成 AI サービスに関し、同社が公表するプライバシーポリシーについて中国語及び英語表記のみであることを踏まえ、以下の情報提供がされた。

- ① 当該サービスの利用に伴い DeepSeek 社が取得した個人情報を含むデータは、中華人民共和国に所在するサーバに保存されること
- ② 当該データについては、中華人民共和国の法令が適用されること

生成 AI の業務利用については、「ChatGPT 等の生成 AI の業務利用に関する申合せ」を行っている。

- ・ 約款型サービスに関し、原則として要機密情報を取り扱うことはできない。
- ・ 機密情報を取り扱わない場合であっても、リスクを考慮した上で利用可能な業務の範囲をあらかじめ特定し、個々の利用に当たっては、利用手続に従って、利用目的（業務内容）や利用者の範囲などの利用者からの申請内容を許可権限者が審査した上で利用の可否を決定し、その利用状況について管理することが必要

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」においては、要機密情報を取り扱わない場合であっても、例えば、国外にサーバ装置を設置している場合は、現地の法令が適用され、現地の政府等による検閲や接收を受ける可能性があることなどが、利用の可否を判断する際に考慮すべきリスクとして例示

- 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」においても、外部サービス（クラウドサービス）の利用について「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」と同様の以下の対応を求めている。

- 画一的な約款等への同意のみで利用可能となるものでは機密性の高い情報を扱わないこと
- サービスによっては海外の法令等が適用され、現地の政府による検閲や接收を受けるリスクがあることに注意すること

地方公共団体における生成AIサービスの調達仕様書の記載の例

第4回自治体におけるAIの利用に関するワーキンググループ資料（令和7年5月16日）

- 国内サーバで、入力情報の学習がなく、情報の入力制限機能があるという要件の下、生成AIサービスが調達されている。

地方公共団体における調達仕様書の例

4 生成AIサービスの仕様

- (1) LGWAN-ASPで提供されるサービスであること。またインターネットからも利用することができること。インターネットからの利用時にIPアドレス制限が可能なこと。
- (2) Microsoft Edge、Google Chromeで利用できるものであること。
- (3) 原則24 時間365 日（計画停止は除く）利用できること。
- (4) アカウントの利用数は無制限とする。
- (5) アカウントの同時接続数は50以上とする。
- (6) 利用する生成AIモデルは、日本国内リージョンでGPT3.5turbo、Gemini1.5 Flash、Claude3Haiku及びGPT-4oが利用できること。またユーザー側で生成AIモデルの切り替えが可能な仕組みであること。
- (7) 管理者が管理画面から●●市の環境で利用する生成AIモデルを制限する設定ができること。
- (8) GPT3.5 turbo、Gemini1.5 Flash、Claude3Haikuの利用は、文字数が無制限に利用できること。GPT-4oの利用文字数は1か月あたり500万文字以上とし、利用可能な上限設定が可能なこと。
- (9) 利用可能な生成AIモデルで音声認識機能及び画像認識機能があること。

次ページへ続く

地方公共団体における生成AIサービスの調達仕様書の記載の例（続き）

第4回自治体におけるAIの利用に関するワーキンググループ資料（令和7年5月16日）

地方公共団体における調達仕様書の例

- (10) 利用可能な生成AIモデルで画像生成機能があること。
- (11) 生成AIに入力した情報が学習に利用されないこと。
- (12) 禁止ワードや機密情報の入力制限の機能を有し、入力のブロックができること。情報は、氏名や住所、電話番号などのカテゴリで設定できるとともに、禁止ワードを任意で設定ができること。
- (13) Rag (Retrieval-Augmented Generation) により、データを取り込み、その内容をもとにした生成を行うデータ連携機能があること。
- (14) テンプレートを作成でき、他の利用者と共有できること。
- (15) 自治体向けのプロンプトのテンプレート機能を有していること
- (16) ログイン時に、ユーザーアカウントとパスワードによるユーザー認証ができること。
- (17) 管理者アカウントが、アカウントごとに利用状況を確認できる機能があり、CSV等でダウンロードできること。
- (18) 利用者と管理者を分けて権限設定ができ、所属別などグループ分けが可能なこと。
- (19) どのアカウントが、いつ、どのような操作を行ったか履歴を確認できること。

（※）「人材育成・確保基本方針策定指針の改正について」（令和5年12月22日付け総行給71号・総行公130号・総行情111号 総務省大臣官房地域力創造審議官・総務省自治行政局公務員部長通知（各都道府県総務部（局）長・各指定都市総務局長宛に発出））

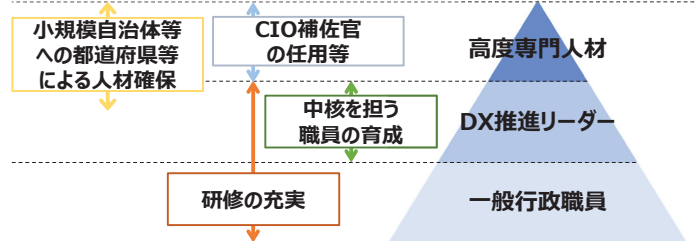
1. 新たな指針について

- 平成9年、地方分権推進の要である職員の人材育成を進めるため、地方公共団体が「基本方針」を策定する際に留意・検討すべき事項を提示した「指針」を策定（令和4年4月1日時点で、ほぼすべての地方公共団体（95.7%）が方針を策定）
- 令和5年12月、少子高齢化、デジタル社会の進展等により行政課題が複雑・多様化する中、これまでの指針を大幅に改正し、戦略的な人材育成・確保に取り組む上での新たな「指針」（人材育成・確保基本方針策定指針）を策定
- 特にデジタル人材に関しては、その育成・確保が急務であることを踏まえ、新たに「デジタル人材の育成・確保に関する留意点」を盛り込む

2. 基本方針の改正等に当たっての基本的な考え方

- **求められる職員像・職務分野等**に応じ**必要なスキルを明確化**
- 特に必要となる人材について、可能な限り**定量的な目標を設定**、定期的に検証、取組を改善
- **首長等が積極的に関与**、人事担当部局と関係部局が連携
- **単独では人材の育成・確保が困難な市区町村への都道府県の支援、市区町村間の連携**の強化

～デジタル人材の確保・育成の推進～



3. デジタル人材の育成・確保に関する留意点

- 「**高度専門人材**」「**DX推進リーダー**」「**一般行政職員**」の人材像ごとに想定される役割を整理
- **職員のデジタル分野の知識・スキルの水準等を把握**の上で、**人材像ごとに育成・確保すべき数値目標**を検討・設定
- **人事担当部局とDX担当部局等の緊密な連携、首長等のトップマネジメント層によるコミットメント等**によりデジタル人材の育成・確保に係る推進体制を構築
- 人材確保等が困難な市区町村に対する**都道府県による支援**
- **デジタル分野の専門性**と**行政官としての専門性を合わせて向上**させながらキャリアアップを図ることができる**キャリアパスの提示**

自治体におけるAI活用・導入ガイドブック ＜導入手順編＞（令和4年6月）の全体構成

第1章 はじめに	1. 導入手順編（本書）の目的	1. 1 AI導入への期待 1. 2 本書の構成 1. 3 AI導入に関する課題
	2. AIとは何か	2. 1 AIとは何か 2. 2 AIでできること 2. 3 民間企業におけるAIの活用動向
	3. 自治体へのAI導入	3. 1 自治体にAI導入が求められる背景 3. 2 AI導入のメリット 3. 3 AI導入の取組状況
第2章 自治体におけるAI導入手順	自治体におけるAI導入手順の構成	
	1. 事前検討	1. 1 解決したい課題の特定 1. 2 実現方法の検討 1. 3 関係者との事前協議
	2. 計画立案	2. 1 AIの活用に係る方針の確認 2. 2 データの取り扱いに係る確認 2. 3 情報セキュリティに係る確認 2. 4 AI導入計画書の作成
	3. 調達・事業者選定	3. 1 調達の準備 3. 2 事業者選定、契約締結
	4. AIの導入	4. 1 既製AIの導入を行う場合 4. 2 学習済みモデルを活用、または新規にAIを構築する場合 4. 3 本格導入に向けた準備
	5. 運用	5. 1 本格導入後の実施事項
第3章 先行団体におけるAI導入事例	AI導入事例の紹介	実際に効果的な取組が実施されている先行団体におけるAI導入事例における事業概要、効果、使用データ、ポイントを紹介（20事例）

【別添として、自治体で作成するガイドラインのひな形を掲載】

【第1章に、生成AIにかかる柱建てを追加】

4. 自治体への生成AI導入

- 1 生成AI利用に関する基本的考え方
- 2 利用方法（ユースケース含む）
 - （1）部局共通での利用
 - （2）特定部局の個別業務における利用
- 3 ガバナンス確保のための体制構築
- 4 要機密情報（個人情報含む）の取扱い
- 5 人材育成・リテラシー向上の取組

4. 1 生成AI利用に関する基本的考え方

- ・生成AIについて活用することの有効性とリスク対応の双方に留意が必要であり、適切なリスク対応を講じながら利用を進め、業務効率化や行政の質の向上を目指していくべきであること
- ・生成AIの活用は、組織全体の活性化・職員の満足度向上、そして人材確保にも有効であること等を解説

4. 2 利用方法（ユースケース含む）

- （1）部局共通での利用
- （2）特定部局の個別業務における利用

- ・具体例を示しながら、利用にあたってのノウハウや、留意事項を解説。

4. 3 ガバナンス確保のための体制構築

- ・政府の対応を踏まえた、自治体におけるCAIO設置（CIOとの兼務の場合も含め）の必要性
- ・CAIO補佐官については、共同設置や、都道府県が確保した人材を市区町村へ派遣する等の手法も考えられること等を解説

4. 4 要機密情報（個人情報含む）の取扱い

- ・先行自治体におけるユースケースを示しながら、留意すべきポイント（法令、自治体の情報セキュリティポリシー等）を具体的に実感できるように解説

4. 5 人材育成・リテラシー向上の取組

- ・首長や幹部職員の理解醸成、人材育成・人事担当部局とDX推進担当部局との緊密な連携等により、全庁的にAIを利用可能な組織を目指す必要性
- ・職員育成にあたり、自治体大学等の外部機関における研修を活用することの有効性等を解説

自治体で作成する生成AI利活用ガイドラインのひな形（イメージ）

〇〇省 生成AIシステム利活用ルール（ひな形 Ver1.0）

（「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用ガイドライン」別紙2を基に事務局において以下の概要を作成）

1. ルールの目的

2. 生成AIシステムの利活用に係るルール

（1）利活用前のルール

- 生成AIのリスクについての理解
- 生成AIシステムへの入力結果や出力結果が必要に応じシステム側に提供されることへの理解
- 不特定多数の利用者に提供され、かつ定型約款等への同意のみで利用可能なクラウドサービス型の生成AIサービスは原則として要機密情報を取り扱えないことへの理解
- 国外サーバを利用する生成AIの場合に現地政府によるデータの検閲やアクセスを受ける可能性があることへの理解

（2）利活用中のルール

① 入力データ又はプロンプトにおけるルール

- 生成AIシステムの利用目的の範囲内での利用
- 生成AIシステム毎の個人情報の取り扱い（学習有無含む）についての留意
- 正確かつ最新のデータの入力

② 生成物利活用におけるルール

- 生成AIの出力に基づいて行われた判断についての説明責任についての理解
- 出力結果に含まれるバイアスを踏まえて業務に出力結果を活用すること
- 出力結果の正確性や根拠、事実関係等を必要に応じ確認すること
- （第三者の著作権等の侵害の有無を含め）安全性・公平性、客観性、中立性に問題がある出力でないかを確認し、問題点は必ず加除修正の上で利用すること
- リスクケースやその兆候を検知した場合の迅速な各府省報告窓口への報告

3. 問い合わせ先

自治体で作成する生成AI利活用

ガイドラインにおいて追加すべき項目

（1）利活用前のルール に以下の要素を追加

・当該団体が構築する生成AI環境

【例】：「岐阜市生成AI利活用ガイドライン」

岐阜市においては、シフトプラス株式会社の自治体AI zevoを利用し、以下のとおりセキュアな環境で、職員が業務で活用するにあたりより安心・安全な共通基盤を導入しました。

【例】：千葉県「生成AIの利用ガイドライン 第2.0版」

本ガイドラインで対象とする生成 AI サービスは、デジタル改革推進局が導入する「千葉県生成 AI 利用サービス」及びデジタル推進課が利用を指定するサービスとします。

なお、現時点のデジタル推進課が利用を指定するサービスは、無償で利用できる生成AIサービスのうち、入力データが生成 AI に学習されない設定（＝オプトアウト）ができる「Bard」（Google 社提供）のみとします。

・当該団体における情報セキュリティポリシーとの関係

（2）利活用中のルール

① 入力データ又はプロンプトにおけるルールに以下の要素を追加

・個人情報保護法の改正等、国のルール整備の動向への留意

（その他、先行団体での策定内容を踏まえ、追加すべき項目を検討）

【先駆け（他自治体等との連携）】

山口県 宇部市

（人口 15.8万人 人口密度 567.1人/km²）

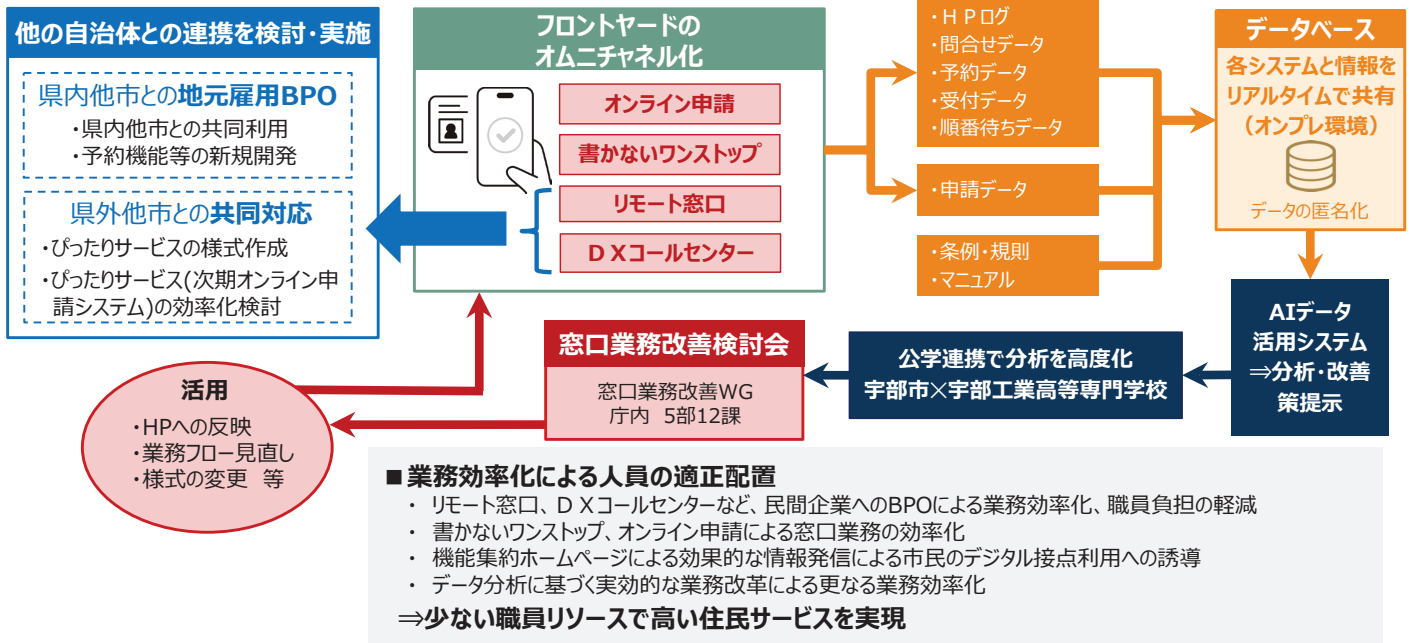
広域連携/ 共同利用

教育機関との連携

○多様化する住民サービスへの対応と、職員リソースの確保を両立し、持続可能な行政運営を担保するため、**県内自治体との事務の共同委託**を見据えた**リモート窓口・DXコールセンターの導入**
○地元高専と連携した**データ分析の高度化による業務改革**

事業概要

→ : データ自動連携 → : AI活用 → : 宇部市対応



主なKPI（～R9年度末）

①住民満足度 80%以上
②職員満足度 80%以上

③DXコールセンターでの一次対応完結率 60%以上
④データ分析に基づく業務改善数 10件